

委託番号	6605
契約形態	業務委託

## 仕 様 書

- 1 委 託 名 水路施設清掃業務委託
- 2 履 行 期 間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履 行 場 所 市が指定する場所
- 4 支 払 方 法 業務完了払（年2回払）
- 5 委 託 内 容 水路施設（スクリーン）18箇所を12回清掃（1回/月）  
（スクリーン清掃により生じたごみは、受注者が仕分けし処分を行うものとする。）
- 6 書類の提出  
受注者は、発注者の示す様式により、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 契約時（契約日から7日以内に提出すること。）
    - ・着手届
    - ・現場責任者届、経歴書、委託業務従事者届、委託業務従事者名簿
  - (2) 履行期間中（必要に応じてその都度提出すること。）
    - ・協議書
  - (3) 業務完了1か月ごと
    - ・業務報告書（作業日報）
    - ・作業写真（作業の状況を把握できるように、作業前・作業状況・作業後を対比したものでデジカメ写真とする。）
  - (4) 履行期間終了時
    - ・委託業務完了通知書
- 7 その他
  - (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
  - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (3) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
  - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被

害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

## 8 問合せ先

① 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

② 契約締結後の問合せ先

草加市役所 維持補修課補修係

電話048（922）2412（直通）

## 水路施設清掃業務委託

1. 青柳八丁目53番7号付近（青柳ゴルフ練習場南）
2. 青柳八丁目57番付近
3. 柿木町272番地1付近（そうか公園東付近）
4. 柿木町277番地付近（そうか公園東南付近・4号線東）
5. 柿木町255番地付近（そうか公園東南付近）
6. 弁天六丁目23番20号付近（市営篠葉住宅西）
7. 中根一丁目12番1号付近
8. 原町三丁目7番7号付近（原町三丁目交差点北付近）
9. 松江一丁目付近（社会福祉協議会付近）
10. 松原四丁目1番50号付近（松原小学校南西付近）
11. 松原一丁目12番付近（松原1丁目南付近）
12. 草加一丁目17番付近（紳士服アオキ草加店西付近）
13. 栄町一丁目6番18号付近（県道さいたま草加線と東武線の交差箇所付近）
14. 松江三丁目14番45号付近（松江中学校南付近）
15. 松江六丁目12番19号付近
16. 西町1104番地付近
17. 吉町三丁目8番4号付近（吉町どんぐり公園西付近）
18. 瀬崎町五丁目53番付近



